

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成事業 Q&A

【助成対象について】

Q 1 高校生等とは、どのような意味か？

A 1 県内、県外を問わず、全日制、定時制、通信制の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年から第3学年）、専修学校（高等課程）、専修学校（一般課程）、各種学校などに通う児童が対象となります。詳しくは、家庭支援担当にお問い合わせください。

*特別支援学校（高等部）に通学している方で、特別支援教育奨励費から通学にかかる交通費が支給される場合は、原則対象外となります。

*中学生や大学生は対象になりません。

*保護者の通学交通費は対象になりません。

Q 2 通学定期券を更新せずに、通学するごとに交通費を支払った場合は助成の対象となるのか？

A 2 ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成事業は、購入した通学定期券代に対して助成をする制度です。通学するごとに支払った交通費に対する助成はできません。

Q 3 通信制高校のため、通学定期券を購入できないが、通学したときの交通費は助成されるのか？

A 3 通信制高校に通っており、通学定期券を購入できない方に限り実際に通学した日数などを確認できた場合は対象となります。必要書類等について、詳しくは家庭支援担当にお問い合わせください。

Q 4 自転車を利用している場合は、駐輪場代など助成対象となるか？

A 4 駐輪場代は対象になりません。電車、バスなどの公共交通機関を利用した場合の通学交通費のみ助成対象となります。

Q 5 健康上の理由などにより自家用車で通学をしているが、ガソリン代など助成対象となるか？

A 5 電車、バスなどの公共交通機関を利用した場合の通学交通費のみ助成対象となるためガソリン代は対象外となります。

Q 6 児童扶養手当を受給していたが、現況届の結果、全額支給停止となってしまった場合は、11月以降の通学交通費は助成対象とならないのか？

A 6 この制度においては4月1日時点で児童扶養手当を受給していることが要件となります。現況届の結果により11月以降、全額支給停止になった場合でも、当該年度の3月31日までの通学交通費は対象となります。引き続きひとり親家庭等医療費助成を受けることが出来る方は、この制度の対象となります。

Q 7 ひとり親家庭等医療費助成の医療券を持っていたが、年度（4月1日から3月31日）途中で所得超過により助成の対象外となってしまった場合は、助成対象とならないのか？

A 7 この制度においては、当該年度の前日（3月31日）時点でひとり親家庭等医療費助成を受ける資格があることが要件となります。所得超過により年度途中で助成の対象外となってしまった場合でも、当該年度の3月31日までの通学交通費は対象となります。

【助成金額について】

Q 8 1か月、3か月の定期券を購入した場合は、助成金額はどうなるのか？

A 8 6か月通学定期券代（6か月定期の取り扱いがない場合、最長期間の定期代）を基準に算定します。6か月未満の定期券を購入した場合は、申請書に理由を記入してください。

【申請方法について】

Q 9 定期券を購入する前に申請することはできないのか？

A 9 通学定期券を購入した後でないと申請することはできません。

Q 10 IC通学定期券の印字が薄く、コピーがはっきり取れない場合は？

A 10 駅の窓口においてIC定期券の再印字が可能です。再印字をした後、コピーを取ってください。

Q 11 バスのIC通学定期券を購入したが、区間が印字されない。どのようにしたらよいか？

A 11 バスのIC定期券は区間が印字されません。購入時にIC定期券内容控えが発行されますので、そちらのコピーを提出してください。

Q 12 バスのIC通学定期券内容控えを紛失したが、どのようにしたらよいか？

A 12 バス会社の営業所で再発行してください。再発行手続きについては、利用しているバスの営業所にお問い合わせください。

Q 13 更新前の通学定期券代を申請したいが、券面が上書きされてしまい、更新前の定期券のコピーが取れない場合、どのようにしたらよいか？

A 13 申請には、通学定期券を購入したことを証明する書類が必ず必要となるため、定期券のコピーがないと申請をすることが出来ません。定期券購入後、必ずコピーを取ってください。ただし、生徒証の定期券発行履歴欄の記載がある場合、領収書と「継続」の印字がされた更新後の定期券のコピーがある場合については、家庭支援担当にお問い合わせください。

【振込について】

Q 14 助成金の振込先を、児童扶養手当の口座以外にすることはできないのか？

A 14 できません。児童扶養手当の振込先口座に限らせていただきます。

Q 15 児童扶養手当を受けていない場合、助成金の振込先はどうなるか？

A 15 初回申請時に、振込口座指定届を提出してください。2回目以降は、変更のお申し出がない限り指定していただいた口座にお振込みします。

Q 16 申請から振込まで、どのくらいかかるか？

A 16 原則、申請書提出日の翌々月末日頃の振込を予定しています。

【転校・住所変更・資格喪失に伴う手続きについて】

Q 17 転校や転居により、通学経路を変更した場合、学校を退学(休学)した場合の手続きは？

A 17 「ひとり親家庭等の高校生等通学交通費助成金資格喪失届（第6号様式）」を提出してください。変更内容によって返還金が生じた場合は別途お知らせします。退学（休学）は、その翌月分から助成対象外となります。状況に応じて必要な書類をご案内しますので、家庭支援担当にお問い合わせください。

Q 18 市外への転居、婚姻(事実婚含む)などにより、児童扶養手当の資格を喪失した、またはひとり親家庭等医療費助成を受ける資格がなくなった場合の手続きは？

A 18 資格を喪失した翌月分から助成対象外となります。「ひとり親家庭等の高校生等通学交通費助成金資格喪失届（第6号様式）」を提出してください。返還金が生じた場合は別途お知らせします。状況に応じて必要な書類をご案内しますので、家庭支援担当にお問い合わせください。